

大阪市会議長 殿

国保料引き下げと減免制度の拡充、強権的な滞納処分の中止を求める 請願書

【請願趣旨】

大阪市の国保加入者は所得200万円以下が83.8%（全国78.3%）、100万円以下が63.2%（全国54.5%）と低所得者が多く、法定軽減を受けている世帯も国保加入世帯の59.3%と全国より高い割合となっています。軽減されても生活費ににくい込む国保料に変わりはなく、滞納世帯は約15万世帯（2013年3月末）にのぼります。大阪市は差押えや保険証の留め置きなどの制裁措置を強めていますが、憲法に明記されている生存権や財産権を踏みにじる徴収は許されません。昨年、税金滞納者の口座に振込まれた児童手当を県が差押えた事を違法とする画期的な判決が下されました。判決を踏まえて大阪市も口座に振り込まれた差押禁止財産の狙い撃ちは即刻やめるべきです。

国は2014年度から「低所得者対策」の名目で法定軽減（2割・5割）の対象を広げますが、生活保護基準以下の低所得でも軽減されない全く不十分な対策です。

このような中で、国保料引き下げや自治体独自の減免制度の拡充を求める声が高まっています。国保会計に一般会計からの繰り入れを大幅に増やし、住民福祉の増進を基本とする自治体本来の役割を果たすよう、早急に下記のことを求めます。

【請願項目】

- 1、誰もが払える国保料に引き下げること。一般会計からの繰り入れ金を増やし低所得者減免や不況減免などの減免制度をいっそう拡充する事。
- 2、滞納世帯の生活実態に十分耳を傾け、無差別的な財産調査や一方的な滞納処分は行わない事。
鳥取地裁、広島高裁での判決を踏まえて、児童手当や年金など差押禁止財産の入った口座を狙い撃ちにした滞納処分はやめる事。
- 3、短期証のとめおきは医療を受ける権利を奪い、保険者の「交付義務」に反するので中止する事。
- 4、病院で払う医療費の窓口負担（一部負担金）の減免制度を使いやすいものにする事。

氏名	住所